

## ■ 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

民主党は、永住外国人への地方参政権付与の法案成立を目指していることを表明しており、懸念するところである。政治は、世界中どの国においても、その国の国民が参加して決定すべきものであるということと言うまでもない。外国人に参政権を与えると、内政干渉が起こったり、国が乗っ取られたりする危険があるからである。

そこまで至らなくとも、いざとなれば帰るべき母国を持つ人々に対し、国家、国民の命運を決定する参政権を与えることは、自国民に対して大変無責任な行為と言える。

先進8カ国（G8）を見ても、ロシアを除いて永住外国人に参政権を付与している国はない。統合を目指すEU加盟諸国が、域内の他の国の国民に参政権を与えるという特殊な例があるだけである。

韓国では、2005年7月に在韓永住外国人に地方参政権を与えたが、そもそも韓国の永住権を得る為には、高収入があることなど厳しい条件があり、実際に韓国で参政権を与えられている外国人は一握りである。

日本人で韓国の地方参政権を得ている人は極めて僅かの人しか過ぎない。

それに対し、日本で永住外国人に地方参政権を与えることとなった場合、対象となる在日韓国人だけでも、数十万人となる。決して、相互主義が成立する条件にはない。

税金とは、警察、医療などの各種公共サービスを享受することに対して徴収されるものであり、参政権とは全く関係ない。また、納税額や性別の区別なく全ての国民に平等に選挙権が与えられるという普通選挙制度において、納税によって参政権が与えられるという発想は合致しない。

よって、納税をしているから永住外国人に参政権を付与すべきという考えは筋違いである。

国籍法は、第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものである。

その国の政治への関与を望むならば、その国の国籍を取得してその国の人になるというのが、国際的な常識である。

日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する」と規定しており、さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは…日本国民を意味する者…」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは明確な憲法違反である。

よって、国においては、永住外国人への地方参政権付与の法制化がされることのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣 宛

## ■ 「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」（人権侵害救済法）の成立に反対する意見書

平成17年8月に、民主党は自民党案に対する対案として「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」を国会に提出し、審議未了廃案となった経緯がある。昨年の衆議院総選挙における民主党のマニフェストには、「人権侵害救済機関を創設し、人権条約選択議定書を批准する」とあり、具体策として「内閣府の外局として人権侵害救済機関を創設する。」とある。そして、政府は、民主党案通りに、人権擁護法成立に向けてスケジュールを立てる方針を表明した。このことに対し、大きな懸念を表明する。

人を出生や宗教などで差別することや言われなく虐待することは、断じて許されざることであり、人権侵害はあってはならぬことであって、法案の理想そのものには異を唱えるものではない。

問題は、規制のあり方にある。

いわゆる人権侵害救済法で、差別や人権侵害があった、あるいはその恐れがあるという認識に基づいて、一般救済措置、特別救済措置を行う人権救済機関が内閣府の外局として設置されることとなっているが、差別、人権侵害の定義があいまいであり、人権救済機関に所属する委員によって恣意的な運用をされる危険性がある。

すなわち、市民の良心に従った自由で正当な表現行為であったとしても、人権救済機関が差別であるとか人権侵害であるとか認定すると、規制されたり罰則を受けたりする恐れがあるという、まるで独裁国家で起こるようなことが自由の国日本で起こる危険性がある。このような行為は国民の言論、表現の自由を直接的、間接的に抑圧することになりかねないことであり、憲法の理念を踏みにじりかねないことである。

そもそも、不当な差別や人権侵害などは、健全な社会、健全な人間関係の下においては存在しないものである。それ故に、私たちは、まず健全な社会、健全な人間関係を築くよう努力すべきであり、行政機関としては、教育政策や市民の社会活動を活発に行うことなどを通じて、差別の無い人権侵害の無い社会を生み出す政策を行うことがより重要である。このようなことは、罰則を課したり取り締まったりすることにそぐわないことであり、無理に行えば逆に行政機関によって新たな人権侵害を起さされるということになりかねない。

よって、国においては、いわゆる人権侵害救済法案の成立がなされないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣 宛

## — 4つの意見書を提出 —

今定例会では、議会から国へ4つの意見書を提出しました。

これらは、提出された陳情を審査および審議した結果、「採択」と決したため、議員提出議案として上程し、可決したものです。

## ■ 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書

民主党は、選択的夫婦別姓制度を導入することを柱とする民法改正案を国会に提出する用意があることを明言しており、大変懸念するところである。

日本の夫婦同姓制度は、夫婦でありながら妻が夫の姓を名乗れないいくつかの国に見られる別姓制度よりも、より絆の深い一体感ある夫婦関係、家族関係を築くことのできる進化した制度である。

そして、日本では、この夫婦同姓は、日常極めて普通のこととして、何の不都合も感じない家族制度である。

婚姻に際し姓を変える者で職業上不都合が生じる者にとって、通称名で旧姓を使用することが一般化しており、婚姻に際し姓を変更することを関係者・知人に告知することにより、何の問題も生じない。また、姓を変えることにより自己喪失感を覚えるというような意見もあるが、それよりも結婚に際し同じ姓となり、これから新たな家庭を築くという喜びを持つ夫婦のほうが、圧倒的多数であると思われる。

現在の日本の社会において、選択的夫婦別姓制度を導入しなければならない合理的理由は何もない。

選択的だから、別姓にしたい人はしたらよい、そのような少数者の意思を尊重するために選択的夫婦別姓制度を導入してもいいのではないかという意見があるが、この制度を導入すること自体が、姓や婚姻に関する習慣、社会制度を危うくすることになりかねないことである。

現在、家族や地域社会などの共同体の機能が損なわれ、離婚率が上昇し、それを原因として、悲しい思いをする子供たちが増えている。

選択的夫婦別姓制度の導入により、共同体意識よりも個人を尊重する流れが加速し、結果としてこのような社会の悲しい風潮を助長する働きをすることに危惧の念を抱いている。

家族がバラバラの姓であることは、家族の一体感を失う作用をし、子供の心の健全な成長のことを考えた時、夫婦・家族が一体感を持つ同一の姓であることがいいということと言うまでもないことである。

よって、国においては、選択的夫婦別姓制度を導入することを柱とする民法改正案を国会に提出することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣 宛

## ■ 子ども手当の廃止を求める意見書

平成22年3月26日に国会で成立した子ども手当は、満額であれば防衛費を超える巨額の支出を要する。今の赤字財政の状況では、手当支給のためにすべて国債に依存することになる。いわば、子や孫の世代にお金を借りて今の親を支援するという他に他ならず、このまま恒久的財源の目途が全くついていない状況において、恒久的政策として続けていけば、国の財政は完全に破綻してしまう。

しかも、子ども手当の政策目的が全く不明確である。少子化対策を考えるなら、第2子、第3子への支援を強化すべきであり、子育てに対する経済的支援ならば、所得の低い家庭により手厚い支援をすべきである。子どもの給食費や医療費の無料化、保育サービスや幼児教育の充実などの政策をとるべきである。

また、本当に子どもの将来のことを考えるなら、未来に希望や夢を持てる政策を取るべきである。例えば、芸術や研究分野などに大きな予算配分をすべきである。しかし、政府の事業仕分けでは、芸術や研究分野の予算を削減する結果が報告されている。これは、日本の夢や希望を削るようなものである。一方で、お金をばらまくだけの子ども手当を推進することは、真剣に子どもたちの未来のことを考えているのか疑問である。

このような、効果が不明瞭なばらまき政策をとる余裕は、今の日本の財政状況にはない。

以上、厳しい財政事情の下、地方自治体にも負担を求め、目的があいまいな手当を支給することは、決して日本国の為にならないものであり、財政破綻を回避し、日本の子どもたちや孫たちの利益を考えて、恒久的な政策として存続されるべきものではなく、即刻廃止されることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

東京都西多摩郡瑞穂町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣 宛